

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成 25 年 11 月 22 日（金）午後 3 時から午後 5 時

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 田 村 眞（横浜地方裁判所第 6 刑事部部総括判事）

裁判官 景 山 太 郎（横浜地方裁判所第 6 刑事部判事）

検察官 小 山 多恵子（横浜地方検察庁検事）

弁護士 妹 尾 孝 之（横浜弁護士会所属）

裁判員経験者 1 番 40 代 女性 主婦 （以下「1 番」と略記）

裁判員経験者 3 番 70 代 女性 主婦 （以下「3 番」と略記）

裁判員経験者 4 番 30 代 男性 会社員 （以下「4 番」と略記）

裁判員経験者 5 番 70 代 男性 自由業 （以下「5 番」と略記）

裁判員経験者 6 番 20 代 女性 パート・アルバイト （以下「6 番」と略記）

（裁判員経験者 2 番欠席，記者クラブ記者なし）

議事要旨

（司会者）

それでは始めさせていただきます。最初に自己紹介を兼ねて担当した事件や全般的な感想についてお話をしていただくのですが、いきなり経験者の方にお話ししていただくよりも、法律家からまず聞いた方が良くと思いますので、参加している法律家に簡単な自己紹介をしてもらうことにします。刑事訴訟を起こす立場の検察官から今日は自己紹介をしてもらおうと思います。小山検事どうぞ。

（検察官）

第 6 刑事部の担当をしている検事の小山と申します。私は、検事になって今 8 年目です。去年の 4 月から横浜に来ておりまして、今年の 8 月から裁判の担当になっています。田村裁判長と景山裁判官のところの事件を担当してやっております。裁判員裁判はこちらに来てから、今 2 件ほど担当しておりますので、今日皆様のお話

を興味深く伺いたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(司会者)

被告人を弁護する立場の妹尾弁護士どうぞ。

(弁護士)

妹尾と申します。横浜弁護士会に所属しております。弁護士会では刑事弁護センター運営委員会という刑事弁護を担当している委員会の委員をしております。弁護士は、検察官に比べると、刑事事件というのは仕事の中では、割合としては少ないので、裁判員裁判も年に1件、2件やれば多い方という感じなのですが、こういった意見交換会で直接御意見を伺いますと、非常に我々の活動にもフィードバックしやすくなりますので、今日はいろいろお聞かせいただければと考えております。よろしくお願いいたします。

(司会者)

景山裁判官どうぞ。

(裁判官)

第6刑事部におります景山と申します。よろしくお願いいたします。裁判員裁判は、一昨年の4月に横浜に来てから担当することになりました。それで20件ぐらいの担当になったところでございます。裁判官としての経験は20年ぐらいなのですが、そのうち裁判を実際に担当したのは10年ぐらいでございます。今なお、いろいろな面で良いものを目指して頑張っているというようなところでございます。今日もいろいろとためになるお話をお伺いできると思いますので、是非よろしくお願いいたします。

(司会者)

司会を担当いたします田村と申します。景山さんと同じ第6刑事部に所属しまして裁判長を務めております。私は裁判官になって31年目になります。今年の3月までさいたま地裁にありまして、そこで50件近くの裁判員事件を担当いたしました。横浜に来てからも、もう既に六、七件の事件を担当しております。31年とい

うと、もうベテランなのですからけれども、いまだに難しいなと、裁判は本当に難しいものだと思っております。奥深さを感じる今日この頃です。今日は皆様方に是非率直な意見をお話しただいて、今後の我々の裁判員裁判の運営の改善に役立てたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは裁判員経験者の皆様方にそれぞれ差し支えない範囲で自己紹介を兼ねつつ、担当した事件や全般的な感想についてお話ししていただきたいと思います。1番さんからよろしいでしょうか。

(1番)

私は、子供が3人おります40代の主婦です。担当した事件なのですからけれども、ちょうど私の地元のところの事件だったのですけれど、若い方、25歳とおっしゃっていたと思いますけれど、若い方が飲酒した帰りに通りがかりの目があつた男の人をボコボコにしてしまつて、その後、そこからお金を取り上げるということで、恐喝をしたりだとかということで、罪状は傷害と、最初からそういう意図はなかったということで、途中から強盗致傷ということで、傷害、強盗致傷という案件の担当でした。初めてそういうことをされた方であつたりとかということで、正直そういったことでも、これだけ裁判員の方たちが関わって何日間もかけてやるのだということそのものにも驚いたのですけれども、お互いの意見をたくさん出し合つて、それぞれの考え方が変わつていったりだとか、ということが経験できたこととか、そうやって一人一人の案件に対して、これだけ真剣に議論が尽くされているという内情が知れたことは、自分自身にとつても良い経験だったかなというふうに思っています。今日は、正直言ってこんなにきちんとした会場だと思っていませんでしたので、大変緊張していますけれども、思ったことはお話しできたら良いなというふうに思っています。よろしくお願いいたします。

(司会者)

どうぞ緊張なさらずに、辛口の意見をどんどん言っていただければありがたいと思います。3番さん。

(3 番)

とにかく全部が初体験で、私たちのやるちょっと前かなんかに新聞に出ていたのですが、ストレスがあって、かえってその人たちが逆に裁判を起こしたみたいな、血を見る、そういう現場を見せられた例とかいうのがありましたですね。そういうすごいところを見せられたらどうしようと思って、ちょっと心配していたのですが、けれど本当にそういうところは全然なくて、ああこんな裁判もあるのだ、いろいろな裁判があるのだなと思いました。刑事もののテレビとかそういうのが大好きで、ああ同じことだ、裁判に並んでいる人とか傍聴人とか、同じことをやっているのだとも思いました。

(司会者)

ありがとうございます。4 番さん。

(4 番)

普通の会社員をやっております。私が担当させていただいた事件が強制わいせつ致傷と強制わいせつ事件のものでして、元々前科のある方ということで、かつ犯行自体を認めているというところで、量刑の部分に特化した形でお話を進めていくという形だったかと思っております。中でもやはり量刑ということで、私たちのちょっとした考えであったり、意見であったり、そういったものが被告人もしくは被害者の方のこれからの人生に大きく関わってくる。たかが1年なのかもしれないが、その1年の時間の長さというのを、話をしていく中で感じる事ができたのかなと思っております。

(司会者)

ありがとうございます。ちょっと確認なのですが、4 番さんが担当された事件の判決を見ますと、事実の一部、ごく一部ですけれども、態様に争いがある、その点について評議をし、判決に書いたのではないかなということがうかがわれるのですが、そういったことはございませんでしたか。

(4 番)

それはそうだったとは思いますがけれども。

(司会者)

そうしますと一部にちょっと争いがあったということによろしいですか。

(4 番)

はい。

(司会者)

ありがとうございます。5 番さんいかがでしょうか。

(5 番)

私は、年齢は70代でございまして、仕事は国家資格に基づく自由業ということで、今もやっております。裁判は、ちょっとこの場でお話しするのは、はばかれるような強姦罪でございまして、その中でも非常に特異な状況でのお話であったり、被告人と検察官との主張が真っ向から違っていたという特異な状況でして、また、その被告人の方が外国人であるということで、いろいろな条件がちょっと通常ではないような、そういった要素がいろいろ混ざり合った裁判でございました。そこで、やはり感じたのは量刑の求め方、このところが感覚的には、多分女性からしたら、監獄から出てきてくれるなど、そういう気持ちが非常に強いとおっしゃっていらして、そういった気持ちと、それからもう一つは、いろいろな裁判での実績と、我々がそういう実績を踏まえないところはどの辺だろうという、その折り合いのところを求めるのが非常にいろいろ議論したところでございました。

(司会者)

ありがとうございます。6 番さんお願いいたします。

(6 番)

神奈川在住の会社員の者になります。今回私が担当した事件は、コンビニに1年かけて毎日、万引きをしてしまっている被告人が、捕まった際に店員に暴力をふるってしまったので、強盗致傷になってしまったというものになりまして、1年間でやった額を本人、家族、親の方が返済しているというところで、示談していたとい

うところもあり、結果的には執行猶予という形で落ち着いたのですが、そういった事件を担当させていただきました。その方が子供が生まれたばかりの方で、本当に奥さんが裁判の時にお話しされている時涙を浮かべられていて、本当に人生のかかっていることを担当させてもらっているのだなと実感したのと、皆で意見を一つに合わせるとというのが、とても難しいことだなというのは実感しました。

(司会者)

ありがとうございます。それでは公判での審理の問題点に入りたいと思います。まず、公判の審理で見たり聞いたりしていただけて証拠の内容が十分に理解できましたかという問いなのですが。3番さんから御感想を述べていただけますか。

(3番)

法廷に行くまでに、部屋で十分に裁判官と私たち裁判員とがいろんな意見を言って交換して、本当に丁寧にこんなに丁寧にするのかというぐらいまで丁寧にされましたね。それで公判の時は、見たり聞いたりしただけではなくて、皆承知して公判に出たと思います。

(司会者)

すみません、よく分からないので確認なのですが、証拠そのものはあくまでも公判、法廷で取調べをして裁判員の皆さんに見たり聞いたりしていただくわけですね。その前は裁判官も内容は知らないのですが、ちょっと今お話を聞いていると、証拠の中身を事前に裁判官が説明したというふうにも聞こえたのですが、そうではなくて、恐らくもっと違うことを説明したってことなのかなと思うのですが。裁判官からどのようなことについて説明があったか、お話ししていただいてよろしいでしょうか。

(3番)

私たちのやったのは、老人ホームで突いたら倒れて頭を打って、そして何日か後に亡くなったという事件で、殺人があったのか、なかったのかという裁判だったのですが。それを、こんなに細かくやらなくてはいけなかったというぐらい細か

く検証したりしていましたので、その内容はよく分かりました。

(司会者)

書面を検察官が読み上げるという形での証拠調べと、証人といって法廷に出てきて証言する人、あるいは被告人自身が法廷で話した話を聞くという、そういうやり方と両方あったと思うのですけれども、いかがでしょうか。その書面を読み上げるというやり方で、よく中身はお分かりいただけたでしょうか。

(3 番)

分かりましたけど、時々早口で言われる弁護士とか検察官もありましたので、ちょっと聞き取りにくかったのですが、その方の言っておられることも分かりましたし、弁護士、検察官の方の言っていることも分かりました。両方のことはよく分かっています。

(司会者)

証人や被告人が法廷で質問されて答えるやり取りがありますね。これを証人尋問とか被告人質問というのですけども、そういうやり取りはお聞きになってよく分かりましたか。

(3 番)

はい。

(司会者)

書面を読み上げるのを聞くのと、法廷で直接やり取りするのを聞くのと、どちらが分かりやすいという印象はありますか。

(3 番)

弁護士さんの方が分かりやすかったかなと思います。

(司会者)

私の質問の仕方が悪くてごめんなさい。書面を読み上げるやり方と、直接やり取りをしてそれを聞くやり方とで、やり方等でどちらかが分かりやすいという違いがありましたかという質問です。

(3 番)

読み上げるより、やり取りの方が分かりやすい。

(司会者)

それはどの辺に原因があるのでしょうか。

(3 番)

ちょっと聞き取りにくくて、読み方が早かったんじゃないでしょうか。

(司会者)

読み方の速さ。ありがとうございます。4 番さんお願いいたします。

(4 番)

まずは公判を見ている中で、書面での朗読の部分というのは内容を十分理解できましたし、証人や被告人の質問の答えっていうのは、被告人の方はよく分かったのですけれども、証人としては、確か被告人のお母さんがいらっしゃってくださったかと思うのですけれども、ちょっとそのお母さんとのやり取りというのが分かりにくいところがあったというのがすごく記憶しているのですね。そのお母さん、緊張されていらっしゃったのかどうなのかというところなのですが、そういう意味で証人の方、当然慣れていないと言ったら変な話になっちゃうのですけれども、そういうのもありますので。そういう部分では理解するにはすごく難しかったというのを記憶しております。

(司会者)

証人の方、被告人のお母さんが慣れていなくて上手にしゃべれなかったのですか。

(4 番)

そうですね。慣れていなかったのか、緊張されていらっしゃったのか分からないのですが。

(司会者)

弁護士の質問の仕方が上手じゃなかったとか、そういった問題ではない。

(4 番)

正直、個人的な感想で言えば、そうだったのではないかと思いますね。

(司会者)

分かりました。被告人から話を聞くという手続は分かりやすかったというお話だったのですが、被告人から直接話を聞くのと、書面を読み上げるのとを比較した場合、どちらが分かりやすかったですか。

(4 番)

やはり書面の方が分かりやすかったのかな。

(司会者)

それはどの辺に原因があると。

(4 番)

それは先ほど申し上げましたとおり、理路整然と書面の方がきっちり並んでいる部分が、どうしても言葉になると伝わりにくいというところがあったのかなと思います。

(司会者)

それは被告人が話している内容が理解できないと言いましょうか、支持できない、その内容に共感できないので分かりにくいという感じなのですかね。それともやはり、そのやり取り自体がよく頭に入ってこないということなのですかね。

(4 番)

そうですね。

(司会者)

やり取り自体が入ってこない。それはやはり弁護士の質問の仕方にも原因があると。

(4 番)

恐らく、ちょっとそうだったのかなと。弁護士を否定するわけではないのですが、その際にはすごくそう感じてしまったので。

(司会者)

ちなみに弁護士は若い方ですか、中堅の方ですか。

(4 番)

若い方だったと思います。

(司会者)

ありがとうございます。5 番さんお願いいたします。

(5 番)

先ほど特異な例と申し上げましたけれども、まずその証人の方は、なんというか、衝立みたいなパネルの中でやられたのですね。それからもう一つ、被害者の方のヒアリングもあったのですが、それは別室でやられていて、それをモニターで見るような感じでした。そういった状況で、そういうモニターの場合、ちゃんと話されている隣に多分誰かおられるのですね、付添いの人が。ちょっとそっちの方を見たり、何かされたり、その所がちょっとアレっていうふうな感じがしました。だからモニターを使う場合にはその部屋全体を映すのが良いのか、あるいは話されている人だけ映れば良いのか、そこがちょっと疑問を持ったところですね。

(司会者)

性犯罪の被害者のように、補助者が付いてあげないときちゃんと話ができないおそれがある場合には補助する人が付くことができるのですね。ただ、補助する人は影響を与えてはいけないので、そうならないように裁判官はちゃんと見ていまして。もし問題があれば注意するということなのですけど、5 番さん御覧になって何かありましたか。

(5 番)

いや、そういう問題があると感じないですけども。ただ話の流れで、ちょっと横を見たり、何かされたりするので、隣からちょっとジェスチャーでも出ているのかなとか、そういう感じがしただけです。特に問題があるということじゃないです。場の雰囲気として、ここにおられて聞いているのとちょっと違うようなイメージがありました。

書面の朗読と証人尋問のどちらが分かりやすかったというお話ですけれども、やはり我々の面前でお聞きした方が、雰囲気や仕草、顔の表情も分かる、ということで非常に良かったと私は思いました。それから、検察官と弁護人の両方から御説明があったわけですが、私が聞いた限りでは、両者の話し方それから帳票のまとめ方には、はっきりレベル差があったと感じました。

(司会者)

どちらのほう为上だった、ということなのですか。

(5 番)

検察官の方が上でした。書面のまとめ方が、やはり検察官の方々は常時裁判をやられて対応されている。一方、弁護士の方は常時じゃないような感じもありまして、やはりそういった日頃のトレーニングの違い、あるいは緊迫感の違いとか、そういうものがやはり出てきているんじゃないかなと私は思いました。

(司会者)

ちょっと確認なのですが、まとめ方とおっしゃったのですが、証拠調べは全て終わった後の最後の意見の場面を今おっしゃったのか、それとも証拠調べの。

(5 番)

A 4 と A 3 でまとめられていた。

(司会者)

分かりました。最後の意見の場面ですね。

(5 番)

はい。

(司会者)

論告弁論というのですけれども。論告弁論のその中身の説得力が全く違っていたということですね。

(5 番)

そうです。1 枚の紙をざっと見れば検察官がまとめられたことが大体分かるので

すよね。これが弁護人の方が書かれたのは非常に抽象的な話でしかなかったという感じがしました。

(司会者)

先ほどと同じ質問なのですが、弁護士さんは若い方ですか。

(5 番)

若い方です。2 人来られていましたけども、どちらも若い人でした。

(司会者)

ありがとうございました。6 番さん。

(6 番)

証拠の文面は大変分かりやすかったです。事件そのものが、もう示談されていたというのもあり、そこまできつい争いになるような場面もなかったのも、質問に対する答えですとか、それも文面上と同じような内容だったので、スムーズに入ってきました。どちらが分かりやすかったかと言ったら、私自体は文面よりも直接聞いてそれを自分なりに解釈してという方が分かりやすかったです。

(司会者)

直接、お聞きする方が分かりやすいとはどの辺に理由があるのですか。

(6 番)

文面だとやはり少し堅すぎてしまったりするところがあって。被告人の口から直接流れですとかそういうものを聞くと、情景がそちらの方が浮かびやすかったです。

(司会者)

イメージしやすい、具体的なイメージを持ちやすいってことですか。

(6 番)

はい。

(司会者)

6 番さんの事件では、被害者の方、店長さんの証人尋問もやっていますよね。

(6 番)

はい。

(司会者)

店長さんの証人尋問はいかがでしたか。

(6 番)

店長さんは口数がかなり少なかったのを記憶しているのですが。示談は成立しているんで、そこまできつい言葉はないんですけど、怒りみたいなのはこっちに伝わってはきました。

(司会者)

やはり分かりやすかったという感じですか。

(6 番)

本当に分かりやすかったです。

(司会者)

ありがとうございます。それでは1 番さん。

(1 番)

弁護人の方のも、検察官の方のも書面はとても分かりやすかったです。ただ、直接のやりとりと書面の比較っていうのはちょっと難しいかなと思ひまして。やはり書面があつて、こういう事件なのだとか、こういうところがポイントであるということが、とても分かりやすく示されていたので、その点に関してどうだったかについていうことを、こちらも集中して、被告人の方がしゃべっていたりだとか、証人の方がお話しされていることを考えられたかなというふうに思ひますので、やはり全体の流れとして概要を把握するっていう意味で、書面ももちろんあつたほうが良いと思ひますし、それを踏まえてのやり取りかなっていうふうには思ひました。

(司会者)

ありがとうございます。今おっしゃっていた、あつたほうが分かりやすい書面というのは具体的にはどういうものでしょうか。

(1 番)

検察官の方が、今回特にあんまりない例だということで傷害と強盗致傷という二つの事件で、途中で訴因変更されているのだから最初にお話しされたのですけれども、途中から切り替わった事件というか、最初から窃盗するとか強盗するとかいう意図がなく、傷害事件から始まった事件であったってということがあったのですけれども、そういったところも量刑の判断をする上でもどういうところがポイントなのかということが、書面の上でもこの部分が傷害にあたるのだとか、この部分が強盗致傷にあたるのだというような形できちんと示されていたりですとか、それが全体の事件の流れの中でこういうことが起こってということも書面でまとめられていたもの。

(司会者)

すみません、今お聞きしたこと、それは証拠調べが終わった後に検察官が述べる論告の際に配られた論告メモではございませんか。

(1 番)

いえ、多分最初にも。

(司会者)

冒頭陳述。

(1 番)

いただいていると思うのです。

(司会者)

実際に証拠を調べる前に、検察官が証拠によって証明しようと考えている事実の主張を冒頭陳述という形で行うのですね。その冒頭陳述でございませんか、具体的な証拠ではなくて。

(1 番)

そうです。

(司会者)

あれは証拠ではないのです。これは法律家でなければよく分かりにくいので、余

計な細かいことを言って本当に申し訳ないのですが、証拠といいますと例えばですね、調書、人が話したことを聞き取ってまとめた調書とか、あるいは図面とか、犯行現場の図面とか、写真とか。

（１番）

そういったものも示していただきました。実際の電話でのやり取りの内容ですとかそういったものも指し示していただいた上でのやり取りだったので。実際どういう状況だったのかということは、とても想像しやすかったかなというふうに思います。ちょっとすみません、どこを指しているのかちょっと私も理解が。

（司会者）

もう大分経っていますからね。それは記憶が薄れて当然です。また法律の専門家の細かい話、確か１番さんの事件でも被害者の証人尋問を行われていますよね。いかがでしたか。

（１番）

やはり被害者の方に直接お話を聞いたことで、最初の段階ではもう処罰感情はないのだという形でのお話だったのですけれども、直接の法廷でのやり取りの中で、そんなことはないということが見えてきました。弁護士さんの質問は、４人もいらしてたのですけれども、分かりやすかった方と何を聞きたいのかちょっと分かりにくかった方がいた印象でした。若い方の方が、実際の暴行の状況が馬乗りになってというふうな表現だったものが、それは馬乗りなのですか、それともどういった状態なのですかという形で質問をされたりして、実際私たちが最初に受け止めた状況よりは軽かったのだということが明らかになったりとか、その狙いがわりと分かりやすくお話しされていましたが、何を明らかにしたいのか分からずに、被害者の方が思い出すのも苦痛でと、覚えていませんかと何度も繰り返していたというような質問もありました。やはり力量というか、差というのを感じましたね。

（司会者）

今の話を聞いていますと、どういう様な犯行だったのかということもやはり直接

聞いて分かりやすかったということになりますか。

(1 番)

そうですね。やはり思っていたことよりも状況がよく見えたと思います。

(司会者)

分かりました，ありがとうございます。今の御意見を踏まえて法律家のコメントなり御意見をお伺いしたいのですが，妹尾弁護士いかがでしょうか。

(弁護士)

皆さんのお話を伺っていると，全部まとめて比較して書面の方が良かったです，人が話しているのを聞く方が良かったですということではなくて，書面の方が分かりやすい事項と，直接聞いたほうが分かりやすい事項とがあるのかなというふうにお聞きしたのですが，そういう感じだったのですか。なんでもかんでも人を連れてきてしゃべってもらえば分かりやすいというものでもないし，やはり書面じゃなくて直接聞きたい部分もあるという，そういうふうな感じなのでしょうか。

(1 番)

私はそう思いました。

(弁護士)

多分，人を呼ぶのが良いのか書面の方が良いのか，直接一番違いが出てくるのは，書面の中でも，供述調書といって人の話を警察官や検察官がまとめた書面を読むのと，何かを見たり聞いたりした人にその場に来てもらって話を聞くのと，どちらが分かりやすいか，というので比較すると一番差がつきやすいのかなと思うのですが，その辺はどうでしたか。供述調書が朗読されているのを聞くのと，証人の方が来て質問に答える形でその場で聞くのとでは，どちらが分かりやすかったですか。

(司会者)

では，4 番さんいかがですか。

(4 番)

正直私はどちらが正しいのか分からないのですけれども，書面の場合には自分の

感情っていうのがあまりのらなく淡々と罪に対してって形なのですが，御本人やいろいろな方の話だと，そのお話のされ方であったり雰囲気を見て，自分の感情がそこで入ってしまっていて良いものなのかどうなのか，というのをずっと考えながら，やってはいたのですけれども。人を見て，話をした時に，なんかこの人おかしいなっていうような心証ですか，そういったものっていうのが，はたしてそれがのってしまっていて良いものなのかどうなのかっていうのがずっと考えながらだったので，逆に私は書面であった方が罪は罪として見られるのかな，というような感じだったのですけれども。

(司会者)

少なくとも直接聞く方がインパクトが大きいということは間違いないのですか。

(4 番)

そうです。

(司会者)

インパクトが大きすぎるので，そのインパクトにそのままのって良いのかなと不安になるという御意見ですか。

(4 番)

そうです。

(司会者)

ありがとうございます。5 番さんいかがでしょうか。

(5 番)

書面と直接お聞きするのと，私は両方必要だと思うのですけれども。やはり書面で見て，そしてその状況を最初に把握しておくというのはステップとして必要だと思うのです。私の場合，先ほども述べましたように，両者は完全に真っ向から違った意見でございまして，書面で見るとは全然違った意見しか出てきていないわけです。これを実際に話しているところを聞いて，その人の表情だとか，それからあるいは質問をさせていただいて確認させていただくということで，私は両方あって

非常に良かったかなという感じがしました。

(司会者)

恐らく今5番さんがおっしゃった書面というのは冒頭陳述でしょうか。証拠調べの最初、冒頭に行われる、検察官、弁護人、それぞれの主張ですね。

(5番)

そうです。

(司会者)

それが真っ向から対立していると。それで、どっちが本当なのかということについて、実際に話を聞いてみてよく分かったという御意見でよろしいですか。

(5番)

それと、もう一つは証人あるいは被告人のお話を聞いてという。

(司会者)

はい、分かりました。6番さんいかがでしょうか。

(6番)

4番さんのお話と重なるところがあるのですが、文面だけですと淡々としているところがあって、被告人に直接話を聞いて、状況ですとか気持ちって表情にはつきり出るので、そういうのに多少左右されてしまうところがあるので、左右されてしまっても良いのかどうなのかというふうに考えたところがあります。

(司会者)

やはりインパクトは大きいということ。

(6番)

大きいです。

(司会者)

ありがとうございます。3番さんいかがですか。

(3番)

文書で読むのと口頭ですのと二つあって良いと思います。分かりやすかったの

は文書じゃなくって、口に出された方が聞きやすかったのですが、その被告人は、弁護士さんの前にいるのですけども、やはりこう自分の味方をしてもらっていると嬉しそうにしたりとか、そういう表情が変わってきたりして、検察官が何か言うとか何かすごい声がして、怒鳴っていましたがけれども、やはり口頭で話された方が私はよく分かりました。

(司会者)

1 番さんは。

(1 番)

確かに自分の感情がのってしまって良いのかどうか、という裁判員裁判をするっていうこと自体に関わるというか、すごく難しいことだなと思うのですけども、でもやはり書面だけでは分からないことがあると思います。本当にこの人どういうことを考えているのだろうかって、最終的には他人ですから分からないですけれども、ただ本人がいたら、やはりその部分はどう思ってたのかとか、実際どうであったのかということは疑問に思えば聞くことができたり、その場で聞くことができたりということはやはり大きいことなのかと思います。やはり、どちらが分かりやすい分かりにくい、というのは書類の区別ですとか段取りもあやふやになってきてしまっているところもあるので。

(司会者)

今、1 番さんすごく的確と言いましょうか、鋭い御指摘をされたと思うのですけども。実際に話を聞いていれば確認できますよね。裁判員はよく補充で質問されるのですけども、直接確かめることができるというのは大きいかもしれませんね。ありがとうございます。

(検察官)

一つ質問があるのですけれども。今のお話の前提として、書面という言葉自体が分かりづらいのかと思うのですが、例えば誰かの供述調書について、被害者の方は証人尋問で直接聞くけれども、それ以外に目撃者がもしいたとしたら、その調書と

いう形で、検察官が、私はこういうところを見ましたという調書を朗読したという場面と、証人尋問したという場面とを、皆さんは裁判の中で両方見ていらっしやったということが前提なのでしょうか。

(司会者)

いかがでしょうか。調書というのは人の話を聞いてまとめたものですね、そういう調書の読み上げと、証人尋問、被告人質問、両方体験されているという理解でよろしいですか。

(1 番, 3 番乃至 6 番)

はい。

(検察官)

今いろいろと皆さんのお話を聞いて、それぞれやはり感じ方もあるのかなと思いますし、場合によって、ケースバイケースで、書面の方が聞いていて分かりやすいこともあるし、直接確認もしたいということもあるという理解なのかとは思っているのですが。検察官の立場からすると、例えば争いのない事件とかですと、被害を受けた方が、調書、これは必ず大抵取られるのですけれども、更に裁判でも証言をしてもらいたいというふうに言われると、ちょっと負担がある場合が実際あるのですね。ですから、お話ししたという調書が書面であるのだから、被害者の負担を考えるとなかなかまた裁判で証言するのはつらいし改めて出てくるところまでは、もう必要ないんじゃないかと。特に例えば性犯罪なんかですと、それはより一層だと思いますし、普通の路上で強盗にあった時でもやはりその経験を思い出すとつらいとかというのはあると思うので、検察官からすると被害者側の気持ちを考えればどうなのだろうっていう、そういう観点も実はあるのですが、その辺り、やはりそれでも直接聞いてみたいっていう気持ちは皆さんお持ちなのでしょうか。

(1 番)

私が担当した時にも、やはり被害者の方はつらいのだってことも含めてその場でお話しされていて、多分御本人にとってはやはり思い出したくないことを思い出す

って、された人と面と向かって結局その場で顔を会わせるわけですから、それは本当につらいことだっただろうとは思いますが、そういうところも含めて受け止められたという面は確かにあって、それを共有できるかできないかって言ったら、もちろん共有できないと思うのですが、そういった被害を受けられた方の感情も直接お話しいただいたことで非常に私たちは重く受け止めたというところも確かにあったなというふうには思っています。

(5 番)

先ほど申し上げたとおりで、やはり調書による説明、読み上げをバックアップできるようなところが非常に効果があるんじゃないかなと私は感じております。やはり紙だけで見ていると、その中のニュアンスというもので分からないところがある人と、それから先ほどから言いましたように、真っ向から反対するような意見が出て、やはりこちらとしてはどっちを取れば良いのか、そのところで非常に疑問が出る、その疑問をこちらで質問させていただく、という意味で非常に直にお聞きできたというのは良かったと思っています。

(裁判官)

今皆さんお話しされながら、一体どういうところが問題になっているのかというのが大分焦点が合ってきたと思うのですが。書面といってもいろんな書面がありまして。例えばその現場の状況を明らかにするもの、これは人が話して聞いてもさっぱり分からないので、写真を示したり図面を示したりというそういう形で書面でした方が分かりやすいものですね。ただ、今最後の方に議論してきましたのは、人が話したことを再現するのに、目の前にその人が来て話すやり方が分かりやすいのか、それとも検察官や警察官がその人が言うことをまとめたものを法廷で朗読する、どちらが分かりやすいのだという話を、最後の方に弁護士も検察官も両方ともそのことに話題を向けてきたわけですが。正直言いまして、裁判官も、検察官や警察官が人が話したことをまとめたものを法廷でずーっと読まれるって経験をしていないのですね。ずーっとその法廷で読まれるんじゃなくて部屋に帰って読んでいた

のです、今までは。それを法廷で全てを明らかにしなければならないので、それが証拠として出るのだったら法廷で読まなくちゃいけないということになりまして、実は正直言って苦痛になります。アメリカの裁判でも何でもよいのですが、テレビドラマで見る裁判というのはやはり証人が出てきていろいろ話を聞いてという場面が非常に多いので、恐らく皆さんも法廷で書面をこうずーっと読むっていうのは、あれっ、こんな裁判あったのかなって感想を持たれた方もいらっしゃるんじゃないかなって気がするのですね。その証拠の書面をずーっと検察官や弁護士が読むっていう、こういう裁判の仕方ってあるのだっていうふうに思われた方、いらっしゃるんじゃないかなと思うのですけれども。やはりできればその人に来てもらって、話を聞いた方が分かりやすいという印象を持っているのですが、実は、先ほど話に出た、4番さんがおっしゃった、他の人もそういう話が出たのですけども、面と向かって証人を聞いている時に、この人ちょっとおかしいなという印象を持って、その感じにのっていいのかって、すごく新鮮な疑問でした。僕らもう忘れていました。それちょっとどうなのかなと今、すごく考えているのですけど。もし、僕がおかしいなって思ったらどうするかっていうと、ま、おかしいと思ったままなのでしょうけれども。ただ、そのおかしいということが信用性の判断を分けるというふうになってくると、自分が単におかしいなと思っただけだと人を説得できないので、なんでおかしいと思ったのかなっていうことを理屈で詰めようと考えてしまうのですが、でもその時に、そのおかしい人だなんていうのに、のっかってよいものかっていう疑問がすごい新鮮で、確かにそれは我々が忘れていた、忘れていないんじゃないかと思うくらいのことです。多分答えとしてはのっていいのだと思うのですね。ただ、それにずっと引きずられて言っていることが理解ができなくなると、それはいけないのですけれども、ただ、その後に感じて思ったことを、信用性の判断の時に反映させる時には、ちゃんと冷静になってやるってことなのかなって思ってですね、大変びっくりしました。それで、そういうことが証人に面と向かって聞くことの障害になっているとすれば、それは裁判官の方なり検察官、弁護士が、そういうことも

配慮しながら何かしていかなくちゃいけないのかなって思いました。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは、次の話題で、この人の話を直接聞きたかったということありませんでしたか。もしそういう方がいらっしゃったら挙手していただきたいのですが。どうぞ5番さん。

(5番)

その被告人の方が当初ある人を訪ねて行って、実際にはそこで罪を犯したわけですが、訪ねて行こうとして行ったのだと。たまたまその当人がそこにいなかったの、その中で待っていましたよと。そしたら違った人が入ってきてということで。どうも当初の行く場所に間違えて行きましたよというようなニュアンスだったのです。そこで罪を犯したと。そうしたら当初行こうとしていた、その相手の人は本当にその彼が来るようになっていたのかどうか、その証人が来られなかったのです。そういったところで、もう一人証人が出ていただければ、よりはっきりしたなという感じがしました。

(司会者)

なんでこの人に証人尋問しないのだろうか、と、裁判官に話されましたか。

(5番)

話しましたが、議論の中でちょっと話ただけだから。

(司会者)

分かりました。この人に聞けばもっと良く分かるのになというところで聞けなかったということですね。

(5番)

頼んだのだけど来られなかったのかもしれないし。

(司会者)

分かりました。ありがとうございます。

それでは時間の関係もありますので次の話題，評議の問題点に入りたいと思います。まず，話しやすい雰囲気でしたか，十分な議論ができましたか，という点をお聞きしたいと思います。裁判官のいる前では答えにくい面があるかもしれません。どうぞ率直なお話をしていただきたいと思います。6番さんからお願いしてもよろしいでしょうか。

(6番)

始め自分の意見が言いづらい環境なのかなと思っていたのですけれど，逆に思っていることを素直に言いやすい雰囲気を作っていたいているなと思いました。基本的に笑顔で接していただいたりしたところですか，本当に雰囲気は良かったです。

(司会者)

ありがとうございます。1番さんいかがでしょうか。

(1番)

私たちの場もすごく話しやすかったですし，あれって思ったことは言い合えるような雰囲気で進んでいけたので良かったと思います。ただ場合によって，私たち年齢層も結構。

(司会者)

バラエティに富んでいたと。

(1番)

そうですね。うまい具合に，なんというか偏りなく男女半数ずつぐらいな形で，こんなことは珍しいのですということもお話しされていたのですけれども，場合によっては話しづらい場合もあるだろうなということは，もう想像でしかないのですけれども。

(司会者)

ありがとうございました。3番さんいかがでしょうか。

(3番)

最初はもうコチコチになって誰も手を挙げて話すこともなくて、皆緊張していたのですけれども、やはり、だんだん慣れてきて、そしてこれを分かりやすく裁判官が話しやすい雰囲気にもってきてくださったので、わりあい話せたように思います。

(司会者)

ありがとうございました。4 番さんいかがでしょうか。

(4 番)

非常に話しやすい雰囲気で、議論も十分できる時間もいただいて、非常に良かったのではないかなと思います。

(司会者)

5 番さんいかがでしょうか。

(5 番)

非常に話しやすい雰囲気で議論もいろいろできました。それについては、やはり議論の中心になられた裁判官の方の配慮が必要だったと、良かったということです。もう一つ、先ほど言いましたように強姦という話だったのですけれども、若い方も何人かおられまして話しづらいかなと思ったのですけれど、たまたま裁判官の方に非常に若い方がおられまして、そういう意味では非常に話しやすい雰囲気ができましたですね。

(司会者)

ありがとうございます。お褒めの言葉ばかりで本当に大丈夫かなという感じもするのですけれども。

では、関連して裁判官が裁判員を誘導していると感じる場面はありましたかという話題に移りたいと思います。同じく 6 番さんから、いかがでしょうか。

(6 番)

いや、全くなかったと思います。

(司会者)

ありがとうございます。1 番さん。

(1 番)

私はなかったと思っています。ただ同席した方の中には、やはり今までの判断基準というのがないと私たちも量刑の判断とかできないので、それを示されるわけなのですけども、それがちょっと結果ありきというふうな印象を持たれた方もいたような感じではありました。

(司会者)

最初の自己紹介を兼ねたお話の中でも、その先例との関係をどう考えるかという話がありました。それは後で議論することにしたいと思います。3 番さんいかがでしょうか。

(3 番)

そういうことはないと思います。

(司会者)

ありがとうございます。4 番さんいかがでしょうか。

(4 番)

誘導はなかったと思います。

(司会者)

5 番さんいかがでしょうか。

(5 番)

誘導はなかったと思いますけれども、議論の中でいろいろな意見が出て、それを一つにするところで苦労されたのではないかなと思いますね。

(司会者)

非常に皆さん好意的な御意見なのですが、景山さん、今のところで何かコメントありますか。

(裁判官)

皆さん議論しやすかったということですし、誘導もなかったということです。我々の方もいろいろ気を遣って、誘導というか本当に結果ありきの議論になってし

まっでは、なんのために参加していただいているのか本当に分かりませんので、皆さんから意見を出していただくことが評議における第1の優先事項ですので、そういうことのないように進めているはずだと思いますが、例えば裁判官がどういうタイミングで意見を言うかとか、我々がやっている部ではこういうふうに行っているというのは分かりますが、多分いろいろな部で違うかなと思うのです。裁判官がどのタイミングで意見を述べるのか、いきなり最初裁判官が意見を言うこともあるのか、あるいは皆さんが話している間に3人ぐらい話した中で裁判官がちょっと聞いてみましょうかって1件ちょっと入ってまた後やるとか、あるいは裁判官が最後まで意見を言わないとか、いろいろなパターンがあり得ると思うのですけれども。どんな感じでしたか。裁判官が意見を言うタイミングみたいなことで、何かお感じになられたことがありますか。

(司会者)

裁判官が意見を言うのがちょっと早すぎるのではないかと、遅すぎるんじゃないとか、そういうような裁判官が意見を言うタイミングについて御意見があったらという質問ですね。

(裁判官)

はい。

(司会者)

1番さんからいかがでしょうか。

(1番)

むしろ、そういう誘導をしてはいけないという意志が感じられるというか。やはり、わりと出揃ってからのところで一般的な場合はこんな感じですよということであったりとか、あと、議論の段階では裁判官の方たちの中でも意見が違ったりっていうこともあったので。そういった意味ではタイミングは悪くなかったと。

(司会者)

自然な感じで。

(1 番)

自然な感じだったと思います。

(司会者)

あくまでも一般論ですけど、やはり裁判官同士で意見が食い違うというのは裁判員の皆さんにとっては議論しやすい感じになりますか。

(1 番)

そうですね。やはりそういう予定調和じゃないのだからっていうことが、すごく思ったところだったので。

(司会者)

ありがとうございます。3 番さんどうぞ。

(3 番)

裁判官の中で、若い女の人が一人いらっしゃって、その方がとても感じが良い人で、皆、話をする一つ一つに説明を付けてくださって、にこやかにして、話しやすい雰囲気をもっていただきます。それで時々この女性の方にビデオを見せてくださいとか、黒板にこう書いてくださいとか、そうすると余計分かりやすく、意見が言えたと思います。

(司会者)

ありがとうございます。4 番さんいかがでしょうか、裁判官が意見を言うタイミングですが。

(4 番)

一番最初に戻ってきて、評議を始める前に、どういった評議を始めますということで一言話していただいて、その後は、恐らくランダムに時計回りだったかでお話をしていたはずだったので、我々裁判員の間に裁判官の方が入ったりとか、そういった形で話をしていたような記憶があったので、その誘導ということも全く感じませんでしたし、タイミングというか逆に非常に自然な流れで話ができているんじゃないかなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。5番さんいかがでしょう。

(5番)

非常に良いムードを作っていただいて、そして皆さんがいろいろ意見を出して議論して、最後に裁判官の方が話をされるというふうなスタイルだったですね。ですから誘導ということは全然なかったです。

(司会者)

ありがとうございます。6番さんいかがでしょうか。

(6番)

かなり話が煮詰まってしまっていて、にっちもさっちもいかないような感じになっている時に、分かりやすいヒントみたいなものをタイミング良く入れていただいて、それによって、ああなるほど、そういう考えもあるのだというふうになって話がまとまったりしたので、タイミングとか、誘導っていうわけではなくて、ヒントみたいな形で的確だったと思います。

(司会者)

切り口ですかね。

(1番)

はい。

(司会者)

考え方の切り口を提示するというパターンですね。ありがとうございます。

それでは、先ほどから出ております判例をどう扱うかというところに入っていきますでしょうか。刑の重さを決める時に裁判例をどう使うかという問題です。裁判官は、非常に気を遣っておりまして、どの時点でお見せしようかって常に考えているのですが。その実情をお聞きしましょうか。6番さんからお聞きしてもよいですか。

(6番)

いや、ちょっと忘れてしまったところがあるので思い浮かばない。すみません。

(司会者)

では質問を変えましょう。先ほど確か5番さんから裁判例を尊重することと、自分の意見を裁判に反映されることとのバランスに大変苦勞したという御趣旨の話があったのですが、その辺もうちょっと話していただいてもよろしいでしょうか。

(5番)

私は本当に何にも最初分からなかったもので、大体一般的にはどのぐらいなのかということを知ったり、ちょっとパソコンで見たりしまして。結局やはり、いろいろな過去の実績を踏まえて、やはりこうあるのが一番かなということで自分自身は決めました。

(司会者)

過去の例も参考にされた方がよいというふうにお考えになった、その理由なのですが、どの辺に着目してそういうお考えを取られたのか。

(5番)

過去の例は見せていただいたのですが、やはり、こういう制度というのは、そういう過去の例とは関係なく決めるのがよいのだという御意見もあるかと思うのですが、やはりそうした場合に、一方では、今度はその他多数の人から見たら、なぜそうなのかという意見が出てくるのではないかと私は思ったのです。ですから、やはり今の現状の延長上で妥協するぐらいかなという感じがいたしました。

(司会者)

皆さんに納得してもらうだけの説明がつかない以上、やはり今までの裁判例の延長の中で考えるべきじゃないかと、それから断絶しちゃいけないんじゃないかなというお考えですか。

(5番)

だから、そのテリトリーから離れちゃうと、理由も何もつかなくなるのでね。延長上でここまでぐらいだったらいいだろうというところだったら理由が付くかなと、

まあそんな感じです。

(司会者)

同じ質問で、6番さんいかがでしょうか。裁判例の尊重と裁判員、市民の意見の反映との調和というのをどう考えたらいいのか。

(6番)

今後、似通った事件も出てくると思うので、やはり突拍子もないような意見を裁判員が出して、それを尊重するべきではないと思います。

(司会者)

分かりました。では他の事例との比較というのは。

(6番)

大切に、必要だと思います。

(司会者)

大切ではないかというお考えですね。1番さんいかがですか。

(1番)

特に、担当した案件が、そんなにシビアな感じじゃなかったこともあったと思うのですけれども、冷静に見ていて、そういう判例とか量刑の基準みたいなものがないと、市民感情に任せていくと、どんどん刑が重たくなる傾向にあるのかなっていうのは、なんとなく思います。特に被害者の方も来られて証言をされたりといったことがあったこともありますけど、そういう危うさみたいなものはちょっと感じたというか。ですので、やはり過去のこのぐらいの事件だったら、こういった判決だったのだというようなものが目安として必要ではないかなというふうに感じます。

(司会者)

あまり市民感情をストレートに出すと過酷になるのではないかという御心配ですか。

(1番)

そうですね。やはり話していく中で、それこそ帰り道なんかに、どうしても自分

の過去の体験であつたりそういったものを重ねないようにしようと思つても、どうしても重ねて見てしまつたりだとかつていうことが、そういう予断を持たないでやるっていうふうに書面で署名はしますけれども、どうしても真剣に考えれば考えるほど出てくるので。結局、私たちの話の中では裁判長の方が、被告人にとつても何が最善なのかつていうことを皆で考えましようっていう、一番基本になる考え方を示してくださったのが私はすごく印象に残っているのですけれども。ちょっと話が脱線していますけれども、やはり目安としての判例がないと、もっと厳しくするべきじゃないかというような刑を重くしがちな傾向になるかなと感じました。

(司会者)

ありがとうございました。3番さんいかがでしょうか。

(3番)

老人ホームの事件でしたので、殺人しようとかそういうことではなくて、ただ突ついたら後ろに下がって倒れて打ち所が悪くて不幸にして亡くなったということで、被害者も加害者も家族がなくて傍聴席にも誰も身内が来ていなくて、本当に一種変わった異常な裁判だったのですけれども、罪が重いとか軽いとかじゃなくて、殺人を起こそうと思ったのではなくて正当防衛で起こった事件です。

(司会者)

4番さんいかがでしょうか、判例尊重と市民感覚の反映のバランスについて。

(4番)

判例がないと、気持ち的なもので、どんどんどんどん罪っていうのは重くなつていってしまうので、やはり判例として一つ方向性を示していただくというのがないと、もうどう決めていいのかというところになつてきちゃうと思うので、感情だけっていうわけにはいかないじゃないですか。やはりそういった判例というのは必要であると思います。

(司会者)

ありがとうございます。では当事者から御意見なりコメントいただきましょうか。

検察官からいかがですか。

(検察官)

質問ですが、裁判例を示すタイミングといいですか、例えば私たちは評議を見たことがないので分からないのですけれども、皆さん意見を出して具体的にまとまった後に初めて出てくるものなのか、やはりその途中、結構早い段階とかで、例えば多分グラフかなんかの量刑なんじゃないかなと思うのですけども、そういうものってある程度の早い段階で示されるものなのか、ちょっとそのタイミングが、または部によって違うのかもしれないのですが、どこかの段階では皆さん必ずそれは御覧になっているということだと思うのですけども、そのタイミングは一体どれぐらいなのかなっていうのを、ちょっとお聞きしてみたいのですが。

(司会者)

私もそれを聞こうと思っていたのですけど、大分前のことで、恐らく記憶がやや曖昧になっていると思いますし、我々みたいに評議を何回もやっているわけではないので、どの場面って言いにくいと思うのですよね。だからちょっと難しいかなって感じがしますけど。

(裁判官)

何回見たとかは。複数回か1回とか。

(司会者)

では、覚えてらっしゃればで結構なのですが。1回しか見なかったのか、何回か見たのか、そこだけでも。では1番さんからいかがでしょうか。

(1番)

私たちはそのグラフの他に個々の事例もピックアップしてモニターに映して見せていただきました。タイミングは私たちも本当に素なので、一体、強盗致傷っていう罪はどのぐらいの懲役かとかって、もうはっきり言って想像もつかないのですね。なので、そういった意味では、もう争いがないよねっていうこととか、そういったことを一つ一つ押さえながら、じゃあ実際この方にはどういった刑にしようかって

いう段階だったんじゃないかなというふうには思います。

(司会者)

刑の重さを決める話合いに入ったところで。

(1 番)

そうですね。

(検察官)

多分、それがされるのは当然、当事者から論告と弁論という形で懲役何年にすべきと、でこちらはどうかと、お互いに話が出た後のことだと思うのですけれども。

(1 番)

そうです。

(検察官)

では、検察官の求刑のところになってしまうのですけれども、例えば、求刑する時に、この事件ですと10年ですよと言ったとして、それはなぜ10年なのかというところは大体簡単に説明をするようにしているのですけれども、その辺りというのは聞いていてスッと入ってくるものなのかどうか、要するに検察官の求刑の基準が分からない、なんでこんなふうになったのかって疑問を持たれたままだったのかっていう辺りはいかがでしょう。

(司会者)

検察官の具体的な求刑意見が、どういう根拠に基づくものなのかっていうことについて、ある程度は理解できたか、あるいは全然理解できなかったか。6番さんからよろしいですか。いかがでしょう。

(6 番)

私自身、全く分からない世界なので、そういうものなのだっていうふうに聞いたら、私はすんなりそういうものなのだっていうふうに受け入れたタイプです。

(司会者)

分かりました。5番さんいかがでしょうか。

(5 番)

求刑された刑については、私自身がいろいろちょっと見たものだとか、それから別に資料を提示していただいた、その資料から見て妥当な、その範囲内に入っていたということですね。話されたタイミングというのは、最後の日の午後が判決だったのですが、その前日にそういう話を伺いました。最後です。

(司会者)

ありがとうございます。4 番さんいかがでしょうか。

(4 番)

求刑についても、きちんと理解もできました。先ほどのタイミングというところで、その求刑をされる恐らく前に一度簡単にその判例で大体どれくらいからどれくらいのものかというような事例を、パソコンか何かで一度見せていただいて、その求刑を聞いた後に、もう一度それを見て詰めるような流れであったような気がします。なので、理解はちゃんとできていたはずですよ。

(司会者)

ありがとうございます。1 番さんいかがでしょうか。

(1 番)

私も実は法律がこうなっているというようなことも丁寧に説明していただいたようにも思いますし、その時点では実際どういうことをおっしゃっていたか、というところまではもうあれですけども、疑問というものは思い浮かばなかったと言うか、きちんと理解はできました。

(司会者)

ありがとうございました。では妹尾弁護士いかがでしょうか。

(弁護士)

まず意見というか感想なのですが、裁判員裁判になって市民感覚の反映というのは一つあって、ただちょっと特に弁護士の立場から心配しているのは、同じような事案で、ある裁判体はこのくらい、別のところだとこのくらい、それが大きく違

ってくるようなことがあると、法は公平であるということが一つの大事な要素になるので、あまり極端なところに振れるのは危険かなと思っていたのですが、皆さんの御意見を伺っていると、そういうような部分も多少あるのかも知れないのですが、ただやはり歯止めというところも意識されているようで、それは少しほっとしたところもありました。

質問なのですけれども、やはり日本の法律っていうのは法定刑の幅が非常に広いので、具体的な事件について弁護人も、昔は弁護人というのはなるべく寛大な刑をとか、あまりはっきりした刑の意見を言わなかったのですけれど、裁判員になってから弁護人の方もいろいろ考えた上で具体的な年数を挙げて意見を言うようになってきているのですが、その場合に、やはり具体的にこのぐらいが妥当でしょうという意見を言おうとすると、どうしても物差しになるのは過去の例しかないので、弁護人の弁論の最後のところでも過去の例に照らしてみても、この辺が妥当ではないですかというような言い方になるのですね。ただそれは裁判員の側からすると、それは昔の例の話でしょというふうに捉えられるのかな、そういう言い方をすると抵抗感を感じられるのかなというところを、ちょっと心配していたのですが、その辺はどうですか。過去の例に照らして、この件ではこのぐらいが妥当だと思いますというような意見を言われた時に、それはそれで一つの参考意見だなというふうに素直に捉えられるものなのか、それとも、それは今までの話でしょと、なんでそんな言い方するのという感じになるのか、その辺りはどうでしょうか。

(司会者)

御意見ある方いらっしゃいますか。

(5 番)

そういう意見は確かにありました。

(司会者)

5 番さん御本人としては、どのような御意見ですか。今、妹尾弁護士が言われたような見方について。

(5 番)

それは、私は先ほども申し上げましたように過去の実績の範囲内で、他から見られても良いと言われるぐらいの範囲内で。

(司会者)

過去の例に照らして意見を述べることにさほど違和感はないということですね。先ほどの話ですと、皆さんはやはり過去の裁判例を踏まえて、あまりかけ離れない判断をすべきだというお考えですので、恐らく妹尾弁護士の問いに対しては先例を参考にしたから、それだけでけしからんというような御意見ではないということなのかなと思うのですけれども、そういう整理でもよろしいですか。

(弁護士)

はい。

(司会者)

この問題についてどうぞ、景山さん。

(裁判官)

皆さん、先例と自分の感覚とで葛藤されているというのが、すごくよく分かって。ただやはり今までこうして話が出てきていますように、先例というのを大幅に破ってしまうというのは、いろんな意味で良くないということが、突き詰めていくと御理解いただけるのかなと思うのですが。量刑のシステムを見るか見ないかという、選択肢ももちろんあり得るのですけれど、今はもうほとんど見ておられるのではないかなと思うのです。タイミングはいつなのだと。タイミングはやはり、先ほど求刑の前というお話がありましたが、この事案がどういう事案なのかということについて皆さんのそれなりのコンセンサスができなければ、そこから外れた量刑システムを検索してしまうと無駄になってしまいますよね。ですからタイミングとしては皆さんが事案の概要を、こういう事案ですねというのをある程度分かった段階、話し合いをした上での段階でないと、無駄な操作になってしまうのかなと思うのですけれど。一方で結構早く、やはり何の基準もありませんので、今までどうだったか見

たいという方も当然いらっしゃるはずでして、その辺のせめぎ合いの中で、皆さんの市民感覚を反映させるためという一面を持つ裁判員裁判ですので、何でもかんでも先例を先に示せばもう結果ありきになってしまうので。そのせめぎ合いの中で各部は苦勞されてやられていて、少なくとも皆さんが自分の市民感覚をどの程度反映させるかということで、悩める余地のある出し方をして評議をしているのかなと思って安心しました。

(司会者)

次に、守秘義務の問題に進みたいと思います。義務については裁判官から御説明していると思います。守秘義務の内容について裁判官の説明は御理解できたでしょうかというのが一点。守秘義務についてどのように思われますか、特に負担になっていますかというところが第二点ですね。この二点についてお聞きしたいと思います。それでは4番さんいかがでしょうか。

(4番)

守秘義務についての説明はしっかりとしていただきまして、逆にこちらの方でこれは大丈夫なのですかということでの問い合わせに対して的確にお答えをいただいたかと思います。

(司会者)

負担になるってことはございませんか。

(4番)

負担と言いますか、どうしてもタイミング的に私が会社員のために仕事を休む関係で上司であったりそういった者に、どういったところまで説明して良いのかというところがあったので、その辺は多分言えないから分からないけどちょっと休みますというような、そんなような曖昧な説明をしながら。

(司会者)

休暇を取る等のために会社の上司に裁判員で出頭しますと言っているのは、全く問題ございません。

(4 番)

負担はないですけども、どうしゃべって良いのかというので、ちょっと考えながらしゃべったようなところがあったので。

(司会者)

ちょっと心配なのが、評議の中身について話してはいけないという義務を持っているものですから、それが苦しくなるようなことがあったらいけないなと思ってお聞きしたのですけれども、そういうことは。

(4 番)

ないです。

(司会者)

ありがとうございます。1 番さんいかがでしょうか。

(1 番)

私も守秘義務に関しては、法廷で明らかになることは全てしゃべってよいですよというとても分かりやすい説明でしたので、ここまでなら大丈夫なのだということは、とても良く理解したつもりでいます。具体的な中身に関しては、周りから心配されることの方が多かったというか、そんなにしゃべっていいのという感じで、でもそれは一般の人でも見に来てよいものだから大丈夫だよと、こちらが言うぐらいな感じですので、自分一人が抱えて、決断を下したことにしても皆での合議の上で下した決断だと私は受け止められているので、特にその中で交わされた話の内容であつたりを、自分は本当はこう思っていたのにとかという葛藤のようなものはなく、苦しい思いは特に今ないです。

(司会者)

ありがとうございます。3 番さんはいかがでしょうか。

(3 番)

私が裁判員になったということも、あまり友達にも誰にも言っていないので。家族の主人と息子ぐらいしか言っていないので洩らすこともなかったです。

(司会者)

特に御負担になったということはございませんか、その秘密を守らなければいけないというところで。

(3 番)

そんなことはないです。

(司会者)

ありがとうございます。6 番さんいかがでしょうか。

(6 番)

守秘義務に対しての説明は大変分かりやすく理解できました。特に負担はなかったのですが、一点、こんなことは珍しいよと言われたのですが、事件の中でも、まず同じ地域であった事件であり、しかもその地域の中でも隣という、しかも年齢も本当に同じぐらいだったので、きっと知り合いに聞いたら、その人知っているという形で繋がるだろうなという、ちょっとどこかで聞いてみたいなという気持ちとかもありつつ全部抑えて。でも負担にはなっていないです。

(司会者)

ありがとうございます。5 番さんいかがでしょうか。

(5 番)

守秘義務についての御説明は非常によく分かりましたし、良かったと思います。守秘義務に対して自分の今までの対応で何か困ったということもないし、あまり話してない方ですが、問題はございません。

(司会者)

特に御負担になっていないということで、よろしいですか。

(5 番)

はい。

(司会者)

ありがとうございます。この問題について、検察官、何かコメントございますか。

(検察官)

特に法的な話では。

(司会者)

弁護士いかがですか。

(弁護士)

特には。御負担になっていなくて良かったなと思いました。

(司会者)

それでは最後に今日の意見交換会についての御感想，あるいは今日はあまり辛口の御意見出ていませんので，辛口の御意見，こういうところを改善したら良いのではないかというような御意見があれば，是非話していただきたいなと思います。では，順番に5番さんからどうぞ。

(5番)

今回の裁判員になるかどうかというのが，最初に午前中に集まりますね，集合してその場で決まりまして，その午後から始まるのですね。ずっと1週間ぐらいかかるわけで，そうしますと我々のような仕事だと，1週間分仕事を空けておかないといけないのです。その午前中で，午後からもずっと空けておかなければいけないということは，大変だなという感じがします。ですから，ちょっと前に決めておいていただいて，ある一定期間を置いてスタートするというようにしていただいたら，非常にスケジュールも立てやすいかなと。

(司会者)

おっしゃる通りで，実は私の部は選任手続と公判の開始に少し時間を置いているのですね。その方がスケジュールの調整ができると私は考えてやっています。非常にごもつともな御意見だと思います。ありがとうございます。6番さんいかがですか。

(6番)

一番最初に裁判員裁判についてのDVDを送っていただいていると思うのですけ

れど、そのDVDの中に例えばこれがあつたらありがたいな思ったのが、選ばれるその初日の話なのですけれど、本当にその日のうちに、選ばれた人は、そのまま法廷のあの場に行くじゃないですか、あれがちょっとびっくりしてしまつて。選ばれたら、もうすぐに事件を見るためにそういうところに行く場合もあるよと説明がある方が、ちょっとやる側も心構えができるのかなと思いました。

(司会者)

6番さんも、基本的には選任手続の後には少し間を空けてから裁判が始まる方が良いというお考えですか。

(6番)

DVD等で説明があれば、こちらでも心の準備ができるので。なので、それに関しては説明があれば私はどちらでも。

(司会者)

続けてやるのならば、事前に説明してほしいという。

(6番)

はい、そういう場合があると。

(司会者)

ありがとうございます。3番さんいかがでしょうか。

(3番)

私は無職ですので、その日に決まったら、1週間続いても別に何の差し支えもありませんので、空けなくても私は大丈夫でした。私は働いてもいませんし、そういうことを思いませんでした。

(司会者)

1番さん、どのような御意見でも結構です、どうぞ。

(1番)

決まるまでのことという、やはり心の準備ができると良いのかなということは思いました。でも、確かに1日それで短縮できるという側面はあって、私の場合は

午前中に決まって、すぐ午後から審理だったのですけれども、1日短くなったのがありがたいという面もありますので、どっちが良いというのは、ちょっと難しいかなとも思うのですけれども。あとは、6番の方のお話を聞いていて、私も担当した事件がわりと自分の地元の近くだったりとかということがあって、やはりどこかでその方と自分がお会いしちゃうんじゃないかということは、会ったからどうだということはないのですけれども、被告人の方と地元で状況も分かるというのものもあるのですけれども、どこかでばったり会ってしまうんじゃないかというようなことは、ふと思ったりします。例えば半径何キロ以内というのも変な話ですけれども、生活圏、被告人との裁判員との居住地の関係とか、もう少し配慮していただきたいと思う方もいるかなというふうには感じました。

(司会者)

基本的にくじ引きですので、なかなか難しいですけど。

(1番)

そうですね。やはり都道府県毎のくじ引きというような話もお伺いしていますので。

(司会者)

お気持ちはよく分かります。ありがとうございます。4番さんいかがでしょうか。

(4番)

もうほとんど皆さんと一緒にしてしまうのですけれど、やはり心の準備というか、準備にやはり1日なり間を空けていただいてからの審理開始としていただけるように考慮していただければ、もうちょっとありがたかったというところがありますし、あとは審理の中で、裁判官が、我々裁判員と交えてお話をする中で、言い方が良いのか悪いのか分からないのですけれども、裁判官の方が、御客様を扱うような、すごく丁寧な扱いをしてくれているように私は感じたのですけれども、もっとざっくばらんに、我々に逆に気を遣わずに、その事件に集中して審理を進めるぐらいの勢いがあっても良かったのかなというふうには感じました。

(司会者)

ありがとうございます。期日といいましょうか、その裁判をする日との関係で、もう一点お尋ねしたいのですが、連日続けて最後までやってしまうのが良いのか、あるいは途中で休みをとった方が良いのか、例えば月水木とやって火金を休みにするというような形で、少し間をとった方が良いのか、それは5番さんいかがでしょうか。

(5番)

私は連続してやった方が良いと思います。それはやはり気分、考え方がずっとそのまま繋がるという方が良いかなと思います。ただ毎日が非常にタイトな感じがします。だから、できればもうちょっと毎日でも少し日々の量を減らすという感じにしていいただければ良いと思います。というのは、時間は良いのですけれど、その中の内容が、毎日変わった内容ですので、その対応が最初非常に大変だったので。

(司会者)

精神的にも肉体的にも負担が重くなるという感じですか、連日やっていると。

(5番)

そうです。

(司会者)

分かりました。ありがとうございました。

(5番)

でも、連日が良いということです。

(司会者)

分かりました。6番さんいかがですか。

(6番)

連日の方が良いと思います。仕事の休み等もその方が、ここからここなのでと言いやすかったり、あと気持ちの面でも保ちやすいのかなということです。

(司会者)

集中力が持続するとか。

(6 番)

はい。

(司会者)

3 番さんはいかがですか。

(3 番)

私も何もしていませんので、個人的には、間が空いても結構ですし、続けてでも構いませんでした。

(司会者)

1 番さんいかがですか。

(1 番)

私は真ん中が 1 日空いていたのですけれども、それで良かったかなというふうには思います。体力的な面もそうですし、ちょっと 1 日離れることで気持ちが逆にリセットできたと感じているので。特に私は短い案件でしたので連続でも多分そんなに差し支えはなかったのですけれども、刑を重くしなければならないようなものであればあるほど、やはり休憩というのが、もう 1 回冷静になって考えるという意味でもあった方が良いのかなと感じます。

(司会者)

ありがとうございます。4 番さんいかがでしょうか。

(4 番)

私も 1 日、間が空くような形でやっていただいたのですけれども、1 日空いたことによって、気分的なりフレッシュ等もできましたし、冷静に考え直すということもできましたので、1 日ぐらい間が空いても良いのではないかと思います。

(司会者)

5 番さん、6 番さん、重ねてお聞きしたいのですけれども、例えば 2 週間ぶっ続けというような場合はどうでしょうか。それでもやはり連日の方がよろしいですか。

2週間や10日間、連日続くといったらどうでしょうか。

(5番)

それはそれで良いと思います。

(司会者)

ありがとうございます。6番さんは、いかがですか。

(6番)

それはそれで良いと思うのですが、それだけ続いたら中1日お休みをいただけた方が。

(司会者)

ありがとうございます。それでは時間もありませんので、最後に参加してもらった法律家の御意見なり御感想をお聞きしたいと思います。妹尾弁護士いかがでしょうか。

(弁護士)

今回はあまり弁護士の批判が出なくて良かったなと思っていたのですが。

(司会者)

いや、最初の方は尋問が下手だという話、出ておりましたが。

(弁護士)

少し言われたので、ちょっとその辺も考えたいと思いますが、弁護士は、バラバラに皆がやっているもので、どうしても仕事の中心は民事の事件になって、民事だと尋問とかも刑事に比べるともっとゆるい感じでやっているのです、なかなかこう弁護士の尋問の技術とか、あとは民事では、まずプレゼンテーション的なことはやらなくて書面でのやり取りが中心になるので、今まで弁護士がどうしてもやってこなかった辺りがやはり指摘を受けているかなという気がした。皆さんの御意見を参考にして弁護士の方ももう少し技術が上がるように努力したいと思います。

(司会者)

法廷技術を磨く、あるいは、それを若手に伝承していくための何か具体的なプロ

グラムというのはあるのでしょうか。

(弁護士)

弁護士は、各都道府県毎に、神奈川県ですと横浜弁護士会というのがありますし、東京ですと東京弁護士会とかあるのですけれど、それが全部集まったのが日本弁護士連合会で、日弁連というものですけれど、裁判員の研修はなかなか一つ一つの弁護士会が対応しきれないところもあって、日弁連とかの協力を得て1年に1回とか、それぐらいでやっていたのですけれども、横浜弁護士会の方もそれではやはり不足ではないかということで、来年度ぐらいから、もうちょっとしっかりした研修をしようということで準備はしているところです。

(司会者)

ありがとうございます。小山検事どうぞ。

(検察官)

本日、皆様からいろいろ貴重な意見を伺えて、検察官の書面は分かりやすかったというような御意見もいただいたので、それは良かったなと思っております。先ほども、証人に直接聞いた方が良いのかという点も含めて直接お話を伺えたので非常に参考になったと思っております。また、私は公判で裁判を担当していて、今後また別の事件で同じように裁判員裁判をやっていくことになりますので、今日皆様から伺ったことをまた参考にさせていただいて、より分かりやすい立証に努めていきたいと思いました。どうもありがとうございました。

(司会者)

ありがとうございました。景山裁判官、どうぞ。

(裁判官)

いつも裁判員裁判で裁判員の方から本当に新鮮な御意見、感覚、考え方を出示させていただいて非常に勉強になります。今日も皆さんのお話の中に本当に新鮮な考えを提示させていただいて、今後の役に立つなと思いました。今、裁判員裁判は既に導入して4年半経っているのですけれど、まだまだ本当に混沌としておりまして、実務

的にこれはこうしたら良いのか、ああしたら良いのかということで、実務の実際の裁判員裁判をやりながら、かつ、どうやったら一番良いのだろうということを模索しているところでございます。これは弁護士、検察官、裁判所、全てが協力していろいろやっているところですけども、そういう中で皆さんから、我々実務家が慣れ親しんでしまっている中に新鮮な感覚を入れていただいて、それがヒントになってくることがたくさんあるのかなと思いました。今日は4番さんのように、中には、もっと気楽にお客さん扱いしないでくださいという話もあったのですが、本当にそういうことも含めて、これが正しいのだというのがない世界で今やっております。今日は皆さんの新鮮な感覚を出していただきまして本当にありがとうございました。

(司会者)

4番さんからは、お客さん扱いしているというお話がありまして、そうかなという気もしてはいくはないですけど、私は30年の裁判官のキャリアのうち10年は民事なのですね。民事をやる中で和解とか調停もやったことがあります。和解というのは話合いで紛争を解決するための手続ですね、それから調停というのは裁判とは別のさらに柔軟な手続の中で、話合いで解決する手続なのですが、基本的にはその時と同じような感じで私は接しています。ですから決して裁判員の皆様だけをお客様扱いしているのではなくて、私としては民事の当事者に接するのと同じような立場で接しているつもりでございますので、ひょっとすると裁判官の当事者に対する接し方が非常に良いというお褒めの言葉だったのかなと、ちょっと独りよがりですかね。そういうふうな感じもいたしました。本日は本当にありがとうございました。今後とも裁判員裁判への御協力をよろしくお願いいたします。